

第十九回国 参議院 法務委員会 會議録 第九号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)午前
十時三十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
龜田 得治君

委員

楠見 義男君
中山 福藏君
三橋八次郎君
一松 定吉君

政府委員

法務政務次官 三浦寅之助君
法務大臣官 房調査課長 位野木益雄君
法務省刑事局長 井本 台吉君
法務省保護局長 齋藤 三郎君
事務局側 常任委員 西村 高見君
会専門員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

本日の會議に付した事件

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○刑法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○執行猶予者保護観察法案(内閣送付)
○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件

第四部 法務委員会會議録第九号

昭和二十九年三月十六日【参議院】

(檢察官の供述調書に対する弁護人の
の閲覧要求に関する件)
(弁護人と被疑者との接見制限に關
する件)

○千葉少年鑑別所施設移転新設反対に
関する請願(第二一九〇号)

○委員長(郡祐一君) 只今より委員会
を開きます。

先ず裁判所職員定員法等の一部を改
正する法律案について提案理由の説明
を聴取いたします。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題
となりました裁判所職員定員法等の一
部を改正する法律案の提案理由を説明
いたします。

この法律案は、先に奄美群島に設けら
れました裁判所の職員の定員を裁判所
職員定員法中に組み入れることとした
し、また、今次の各行政機関におけ
る職員の定員の削減に際して、裁判
所の職員についても、司法行政事務の簡
素化等によりその定員を減少いたしま
すため、裁判所職員定員法等に所要の改
正を加えようとするものであります。

御承知の通り、奄美群島における裁
判所の職員の定員は、奄美群島の復帰
に伴う法令の適用の暫定措置に関する
法律に基き最高裁判所規則によつて暫
定的に定められていたものであります
が、今回これを他の裁判所の職員の定
員と同じく裁判所職員定員法中に組み
入れることとしたしました。ただ、こ
の組み入れに当りましては、次に申上
げます司法行政事務の簡素化等の趣旨
を斟酌して、現在よりは幾分減員いた

しました結果、奄美群島における裁判
所の設置に伴う裁判所職員の増員は判
事及び簡易裁判所判事を二、二人、
裁判官以外の裁判所の職員二十七人と
なつております。

次に、裁判官以外の裁判所職員の減
員の点について申し上げます。このた
び政府におきましては、行政費を節約
すると共に、司法行政事務の簡素化を
図るため、各行政機関の事務を簡素化し、
その人員を相当数削減することとした
し、そのために必要な法律案を今国会
に別途提出いたしましたことは御承知の通
りであります。本法律案は、裁判所
につきましても、これに対応して司法
行政等の事務を極力簡易化、能率化し
て人員の整理を行おうとするものであ
りまして、裁判官以外の裁判所の職員
の員数を、奄美群島に置かれた裁判所
の職員の増加分を差し引き、三百九十
三人だけ減少すると共に、裁判所事務
官の中から命ぜられることとなつてい
る檢察審査会事務官の員数を三十人減
少することとしたのであります。

最後に、この法律案の附則でありま
すが、このたびの裁判所職員の人員整
理につきましては、一般公務員の人員
整理の場合に準じ、一定の猶予期間を
設け、その間は新定員をこえる員数の
裁判所職員を定員の外に置くことがで
きるものとすると共に、新定員又はこ
れに基き定められる配置定数を超える
こととなる員数の職員で、配置転換が
困難な事情にあるものについては、最
高裁判所規則で定めるところにより、

本年六月三十日までの間において、そ
の職員について、臨時待命を命じ又は
これを承認することができるとしてい
たのであります。

以上、この法律案の内容の概略につ
いて説明いたしました。何とぞよろし
く御審議のほどお願いいたします。

○委員長(郡祐一君) 下級裁判所の設
立及び管轄区域に関する法律の一部を
改正する法律案について提案理由の説
明を聴取いたします。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今議題
になりました下級裁判所の設立及び管
轄区域に関する法律の一部を改正する
法律案について提案理由を説明いた
します。

今回の改正の要点は次の通りであ
ります。

第一は、簡易裁判所の名称の変更で
あります。即ち、岡山県英田郡美作町
の設置に伴い、林野簡易裁判所の名称
を美作簡易裁判所に改めようとするも
のであります。

第二は、簡易裁判所の管轄区域の変
更であります。即ち、茨城県新治郡千
代田村の設置に伴い、土浦簡易裁判所
管内の茨城県新治郡七会村の区域を石
岡簡易裁判所の管轄に、富山県西礪波
郡戸出町の設置に伴い、高岡簡易裁判
所管内富山県東礪波郡北畠若村、同
県西礪波郡戸出町及び同県同郡旧設
置の区域を礪波簡易裁判所の管轄に、
因島市の設置に伴い、竹原簡易裁判所
管内の広島県豊田郡東生口村の区域
を因島簡易裁判所の管轄に、井原市の

設置に伴い、等岡簡易裁判所管内の岡
山県小田郡旧桶倉村及び旧大江村の区
域を井原簡易裁判所の管轄に、鳥取県
八頭郡那賀町の設置に伴い、鳥取簡易
裁判所管内の鳥取県八頭郡旧下都村
及び若松簡易裁判所管内の鳥取県八頭
郡旧大御門村の区域をそれ、河原簡
易裁判所の管轄に、又土地の状況等に
かんがみ、森簡易裁判所管内の北海道
茅部郡落部村の区域を八雲簡易裁判所
の管轄にそれ、変更しようとするも
のであります。

第三は、市町村の廢置分合による行政
区域の変更、市町村の名称の変更等に伴
つて、下級裁判所の設立及び管轄区域に
関する法律の別表に当然必要とされる
整理を加えようとするものであります。

第四は、さきに、奄美群島の復帰に
伴う法令の適用の暫定措置等に関する
法律(昭和二十八年法律第二百六十七
号)第五条の規定により、昭和二十八
年十二月二十五日設立された名瀬
簡易裁判所及び徳之島簡易裁判所を、
この際、他の簡易裁判所と同じく下級
裁判所の設立及び管轄区域に関する法
律により設立される裁判所としようと
するものであります。

なお、以上説明いたしました裁判所
の名称及び管轄区域の変更につきま
しては、いずれも、地元市町村、関係
官公署、弁護士会等の意見を十分斟酌
し、最高裁判所とも協議して決定した
ものであります。

以上簡単にこの法律案の提案理由を
申し上げました。何とぞよろしく御審

議のほどをお願いいたします。
○委員長(都註一君) 只今提案理由を聴取いたしました二法案につきましては、次回以降において御質疑を願うことといたします。

○委員長(都註一君) 次に刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案について逐条説明を聴取いたします。

○政府委員(斎藤三郎君) 只今議題になりました刑法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法案につきまして、逐条説明を申し上げます。

先ず刑法の一部を改正する法律案でございますが、これは大きく分けて二つに分かれます。一つは日本の航空機が最近国外航空を開始いたしましたので、それに伴う手当と、もう一つは、執行猶予者の保護観察に伴う改正でございます。

第一条の二項中に「日本船舶」の下に「又ハ日本航空機」を加えておるのでございまして、現行法によりますと、国外にある日本航空機内で外国人が犯罪を犯した場合に、内乱、外患及び或る種の偽造罪等を除いては、これを罰し得ないものとされておりました。又日本人が罪を犯した場合でも、暴行、脅迫、略取、誘拐、賭博、阿片、麻薬に関する罪等は処罰できないこととなつておりました。今回日本の航空機が国外航空を開始いたしましたので、日本の航空機を日本の船舶と同様に取扱つて、右の不都合を避けようとするのがこの改正の目的でございます。この改正は属地主義の原則に則つた改正でございます。日本の船舶を日本領土の延長

と考えるのと同様の観点から、日本の航空機を日本領土の延長と見て、日本の航空機内での行為について、全面的に我が国の刑罰法を適用するものとしておるのでございます。我が国においては、刑法改正予備草案及び改正刑法仮案がすでに刑法第一条第二項に「航空機」を追加すべきものとしており、外国の立法例の中にも、同様の明文規定を置かれておりますので、この改正は、国際刑法の原則に反するものではありません。日本の航空機というものは、航空法によつて我が国で登録された航空機をいうのでございます。機長や乗組員の国籍とは関係がないのであります。

又この改正に伴い、附則第三項で、日本航空機内の犯罪についての土地管轄につきましても、日本の船舶と同様の特例を設けるために、刑事訴訟法の一部改正を行うことといたしております。

次に執行猶予に関する保護観察の分でございます。第二十五条第二項の但書中「第二十五条ノ二ノ保護観察ニ付セラレ」とありますのを、「第二十五条ノ二第一項ノ規定ニ依り保護観察ニ付セラレ」と改めようとしたのであります。これは、第二十五条ノ二に今回の改正案では第二項及び第三項として保護観察の仮解除の規定が設けられましたのに伴ひまして、条文の整理をしたのでございます。

「第二十五条ノ二」の改正でございますが、これは三つの面に分かれております。一つは、初度目の執行猶予につきましても、保護観察を必要によつてすることができるようになつておる点でございます。第二は、保護観

察の仮解除という制度を設けた点でございます。第三は、現行法の「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」という規定を削除した点でございます。以下各項の説明においてその理由を申し上げます。

「第二十五条ノ二」前条第一項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付スルコトヲ得前条第二項ノ場合ニ於テハ猶予ノ期間中保護観察ニ付ス」と、この項は第十六国会に提案いたしました政府の原案と形式上は全く同一でございます。前段を今回追加いたしました。初度目の執行猶予につきましても、裁判所の裁量により保護観察を付することができるようになつておるのでございます。併しながらあとで申し上げますように、保護観察の内容、その遵守事項及び遵守事項違反を理由とする執行猶予の取消等につきましても、重要な改正を加えたほか、保護観察の仮解除制度を導入しまして、

實質的には、第十六国会の政府原案と全く面目を異にいたしましたのでございます。保護観察の内容及び保護観察におきまします遵守事項は、このあとで申し上げます執行猶予者保護観察法案において定められております。このように執行猶予者の保護観察について独立の単行法が制定されることになりましたれば、刑法の中に現行法の第二項のような「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」という規定を設ける実益がないばかりでなく、刑法の体裁からいっても、かような規定を置くことがそぐわないと考えまして、これを削除いたしました次第でございます。

次に、仮解除の点でございます。保護観察に付されたものが保護観察の過程において、その必要がないと認められた場合に、仮解除を行うというものが、この仮解除の制度でございます。この保護観察の仮解除は、あたかも仮出獄の場合に、刑の執行を止めるのと同じように、保護観察における指導監督、輔導援護の措置を行わないものとするのでございまして、保護観察に付する旨の言渡しの効果を消滅させるものではないのであります。かような観点から、仮解除を行政官庁の処分にかからしめたのでございまして、丁度仮出獄が行政官庁の処分によるのと軌を一にいたしておるのでございます。いづれもいわずに刑の執行の態様を緩和するに過ぎないので、刑の言渡しそのものの効果を失わしめるものではないのでございまして、行政官庁の処分にかからしめるのが相当であると考えたのでございまして、行政官庁としては、地方更生保護委員会が現在仮出獄の権限を持つており、而も保護観察所を監督する立場にございまして、この地方更生保護委員会にこの権限を持たしめることが最も適當であると考えられるのでありまして、執行猶予者保護観察法案において所要の規定をいたしておるのでございます。

又、一方におきましては、この項では仮解除の取消については明らかにいたしておきませんが、次の項において仮解除の取消を予想する規定が置かれておるばかりでなく、「仮ニ之ヲ解除しておるのでございまして、そこで執行猶予者保護観察法案においては、仮解除の処分をした地方更生保護委員会に、再び保護観察を開始するのを相當とするような情況が生じた場合には、仮解除の取消をなし得る権限を与えておき、更にこの仮解除の取消処分につきましては、中央更生保護審査会に対して不服の申立の道を開いて、仮解除の取消を慎重適当に行うべきことを期しておるのでございます。

次に、保護観察を仮に解除されたときの効果の最も多い点を、重要な点を規定いたしておるのでございます。申上げましたように、保護観察の仮解除は、保護観察の実際の措置を仮に解除するのでございまして、保護観察の言渡しの効果は失わしめるものでございまして、實際上において保護観察における指導監督及び輔導援護の措置を行わない以上、その期間中に犯した行為について現にさような処置を受けておる者と同様の不利を蒙せしめることは適當でないと考えましたので、その不利を除去しようとしておるのでございます。この規定の結果、保護観察の仮解除を受けた者は、仮解除の処分を受けた日から仮解除の取消の処分のあるまで、これがずっと続く場合には、結局執行猶予の期間が全部経過することになるのでございまして、その間は、再犯を犯しても、再びその罪について刑法第二十五条第二項の適用を受けて、そうして重ねて執行猶予の言渡を受けることができることとなり、又その期間中に遵守事項に違反するということがありましても、執行猶予の取消を受けることがないようになつたのでございまして、本項の効果は、以上申上げました限度でございまして、仮解除を受けた者も保護観察に付されたという地位を失

うのではございせんから、一応保護観察における遵守事項を守るといふ義務は存続するものと考へておるものでございませう。ただ、その遵守について保護観察所の指導監督を受けることもなく、又遵守事項に違反したからといって執行猶予の取消の原因にはならない、かように考へておるのでございませう。

次に第二十六條ノ二第二号の改正でございませう。これは従来の規定に「其の情状重キトキ」といふ点を追加したものでございませうが、遵守事項の違背を理由として執行猶予の取消をする場合には、その違背の情状の重いといふことを要件とするのが相当であると考へましたので、前回の改正点を更に修正いたしました次第でございませう。

なお、遵守事項は、執行猶予者保護観察法案の第五條において定めておられますが、法律上に定められた法定遵守事項のみでございませう。而も従来の犯罪者予防更生法第三十四條第二項に定めておられます法定遵守事項に比べますと内容が著しく緩和されております。即ち従来からあります法定の遵守事項には、正業に従事すること及び犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないことといふような遵守事項がございしましたが、その二点はこの案では廃止いたしております。同時に従来の遵守事項では、住居を転じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ保護観察を行う者の許可を求めなければならん、こういうことになつておりましたが、「長期の旅行」といふのは明確でございませぬので、その点をこの改正案では「一箇月以上の旅行」といふふうに期間を明確にいたしますと

同時に、許可を受けなければ旅行も転居もできないといふ点を届出といふことに改めまして、居住、移動、旅行の自由を保障するようにいたしましたのでございませう。

遵守事項の違背を理由とする執行猶予の取消手続の内容については、今回は改正をいたしてございませぬ。ただ、執行猶予者保護観察法の立案に伴ひまして、従来の犯罪者予防更生法中の関係条文の二、三をここに移動しておるのに過ぎないのでございませう。

次に附則でございませうが、第一項は施行期日に関するものでございませうが、保護観察に関する改正規定の施行につきましては、諸般の準備を要しますので、施行期日に余裕を置くこととしたしまして、ただ航空機内の犯罪の処罰については、現に国外航空が開始しておりますので、公布の日から施行するものとしたのでございませう。

第二項は、執行猶予に保護観察を結びつけるというところは、形の変更ではなく、執行猶予の態様に変更を加えるものにはすぎないので、従ひまして、この場合には形法第六條の適用はないと考へておりますので、本項のような規定を置かなければ、この改正法案が成立して施行された場合に、施行前に犯された罪につきましても、新法が適用されることとなるのでございませう。従来の規定によれば、いわば野放しの執行猶予を受け得た者について保護観察を付することができるといふことになりましますと、その者に新たな不利益を附せしめる面もあろうかと考へられますので、特にかような経過規定を設けた次第でございませう。ただ、この法律の施行前と施行後とに罪を犯し

て併合罪として一つの刑で処断するといふような場合において、刑を分割することができませんので、この場合には、その刑の執行猶予については、初年度の猶予であつても保護観察を付することができるようになつたといふことになっておるのでございませう。

次に第三項、刑事訴訟法の改正でございませうが、これは刑法の改正によりまして、日本航空機内の犯罪については日本船舶内の犯罪と同一に取扱うようにいたしますに伴ひまして、裁判所の土地管轄についても、船舶の場合と同様の特例を設けようとするものでございませう。船舶の場合には、「船舶の所在地」も土地管轄の一つの基準になつておりますが、航空機の場合にはこれに相當する「航空機」といふようなものがございませぬので、これを除いておるのでございませう。

以上が刑法の一部を改正する法律案の説明でございませう。

○委員長(都詰一君) ちよつと速記をやめて。

○委員長(都詰一君) 速記を始めて。

○委員長(都詰一君) 速記を始めて。

○政府委員(井本台吉君) 次に、執行猶予者保護観察法案について逐条説明を申上げたいと存じます。

この法律案は、刑の執行を猶予せられ保護観察に付された者の保護観察に關しまして必要な事項を定めようとするものでございませう。

保護観察といふものを規定する法律といたしましては、すでに犯罪者予防更生法が施行されておられ、仮出獄者であるとか、或いは仮釈放者であるとか、或いは家庭裁判所から保護観察に付された者及び現在では二度目の執行猶予に伴ひ保護観察に付する旨の裁判を

受けている者は、この法律によつて保護観察を受けておるのでございませうが、前国会の審議の状況に鑑み、種々検討いたしまして更に執行猶予者に適当な単行法を作るのが適當である、かように考へましてこの法律案を考えた次第でございませう。

第一条は、この法律の目的でございまして、この法律案の目的と趣旨を明らかにし、同時に、この法律が刑法第二十五條ノ二第一項の規定によつて付せられるその保護観察の内容を規定するといふことを明らかに宣言いたし、そして保護観察の内容中に重要な遵守事項及び保護観察の方法や運用の基準その他を定めることを明らかにし、保護観察の目的が懲罰的に本人の自由を制限するものではなく、本人の更生を助長するためのものであるといふことを明らかに宣言いたしておるのでございませう。

次に第二条は、保護観察の方法と運用の基準でございませう。本条は、その趣旨において犯罪者予防更生法と異なるものではございませぬが、ただその対象がすでに刑務所であるとか、少年院とかいふような矯正施設に収容された経験のある仮釈放者や或いは問題の少年とは異なる対象者が多く考へられます。又その対象者の多くが一家の経済的な柱として社会生活を営む者が多いと認められますので、みだりにその社会活動を制限することのないよう、その職業等にも十分注意を払つて、そしてその実施はケース・ワークによつて画一的に行うのではなくて、本当に本人の置かれておる環境なり、本人の性格なり、本人の家庭なり、そのときそのとき、最も必要な

ことに合ふように、画一的に行うのではない、個別的に本人の更生を図つて行くのだ。こういう趣旨を明らかにして、保護観察の運用の根本の考へ方をはつきりさせた次第でございませう。

しめるため、その者の境遇その他環境の調整を図ることができよう。」
 かように規定いたしましたので、その保護観察に付するといふ裁判があり、本人は執行猶予の判決があつたので、勾留中の者はすぐにその場で釈放されることに相成つております。ところが、かような保護観察の宣告を受けた者のうちで、その場で釈放されてもどこにも住むところがない、又住居があつても遠隔の地であつて、汽車に乗つて帰るといふ旅費等もないといふような場合がございします。さうな場合に、裁判の確定後保護観察が開始され、そしてその効果を挙げるといふために、本人の申出といふことを条件といたしまして、保護観察所の長が本人の環境調整につき善処することができようように本条を設けた次第でございします。なお、この法案の附則第四項におきまして、更生緊急保護法という法律を改正いたしまして、必要な場合には、これらの者に対して、国が委託費を出して保護会に収容ができるといふような援護措置をとることができようようにいたしてございします。

次に第五條は、保護観察中本人が遵守すべき事項を規定いたしましたのでございします。「保護観察に付された者は、すみやかに、一定の住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にこれを届け出るほか、保護観察に付されてある期間中、左に掲げる事項を遵守しなければならない。一 善行を保持すること。二 住居を移転し、又は一箇月以上の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察所の長に届け出ること。」この遵守事項につきましては、刑法の一部改正について一言申し上げましたように、従来の他の種類の保護観察の者よりも条件を緩和いたしてございします。そして現行の二度目の執行猶予者の保護観察と同じように、一般的な法定遵守事項だけによらしめ、特別遵守事項を定めるという制度を採用いたさなかつたのでございします。これは特別遵守事項といふことを考えます場合に、その性質上、裁判所が定めるといふことが相当ではないかといふふうに考えられますが、現行の刑事司法手続の下にあつては種々の困難が予想されまゝです。やはり判決前に調査官があつて十分調査するといふような制度がない場合においては、実施上な／＼困難であらうといふことが予想されますのと、同時に法定遵守事項だけでありましても、保護観察を担当する者の指導監督のやり方によつては十分成果を挙げることでもできるといふふうに考えたからでございします。本条におきましては、保護観察の言渡の確定した者に対して、先ずその当初において速かに住居地を定めて、且つこれを観察所の長に届出ることを義務づけ、保護観察を実施する上においては是非とも本人の連絡を保つことが必要でございします。その連絡の保持を図つたのでございします。保護観察を実施いたしますのは、どうしても保護観察官や或いは保護司によつて行つてございまして、この保護観察を実施する者やそれを受ける本人とが十分に知り合ひ、そして本人の住居地、住所をいつでも知つてゐるといふふうになければ、保護観察を開始することができませんので、現在裁判があつて確定するまでに若干の日にちがかり、その間に本人の所在が転々するといふことが、すでに現行法の二度目の執行猶予の保護観察は昨年の十二月の十日でございしましたが、実施いたしましてからかような事例も起つておりましたので、今回の立案についてはその点を考慮いたした次第でございします。

次に、保護観察に付されている期間中遵守すべき事項といたしましては、現行法の遵守事項の内容を著しく緩和して、正業に従事すること、犯罪性のあるもの、素行不良のものと交際しないこと、この二つの遵守事項を廃止して、更に住居の移転、長期の旅行といふ場合には、先ほど申し上げましたように、期間を明確にし、且つ許可を届出に改めるといふことにいたしましたのでございします。なお、現在残つております善行を保持するといふことでございします。これは必ずしも本人が非常な人の模範になるといふ善行をやらなければいかんといふ意味合いではなくして、善良な一般の市民生活を送るといふことでございします。ただ遵守事項といふのが本人の指導監督上の努力目標でございします。悪いことをするなといふふうなことを規定することは望ましくないといふふうに考えましたので、善行を保持するといふ規定をここに持つて参りました。同時に遵守事項違反による取消の条件にその情状重きときという字句を入れまして、調整を図つたような次第でございします。なお、犯罪性のあるもの或いは素行不良のものと交際しないといふようなことを廃止いたしました一つの例といたしまして、現在の犯罪者予防更生法で仮出獄の場合には、もとの刑務所の仲間と交際するといふようなことが再びを誘発する相当の原因になる場合が多いので、さうな場合にはさういふ事項が必要ではありませんが、本法についてはさうな規定は削つたほうがよいのではないかといふふうなことを考えた次第でございします。

次に第六條の補導援護の規定でございしますが、保護観察の目的は第一条に規定しておりますように、本人の更生を図るものでございまして、その方法を画面上と存じておられます。即ち消極面としては本人が個人的な自由を無分別に用いるといふことを防いで、さうして再犯を防ぐといふ消極面がございします。と同時に、積極面では、本人が更生をして行くといふ積極面がございします。とちやに重点があるかといふことを考えてみますと、保護観察の目的から言ひましてやはり補導援護といふ積極面を重点に考えるべきであると考へて、第六條に補導援護とし、第七條において指導監督といふ順序を考えた次第でございします。

この第六條におきましては、補導援護のうち、専ら外的な、物的な面に於いて例示をいたしたのでございします。その第一としては就職を援助するといふようなこと、それから職業の補導或いは医療の治療を受けさせること、或いは泊り場所を援助する或いは本人の家庭、その他の環境を調整するといふようなことを例示いたし、そのやり方といたしましては、先ず第一段階としては公共の衛生福祉、その他の施設に轉送するといふような方法を講ずる。さうして第二段としてさうな公共の施設から必要な援護が得られず、そのために本人の更生が妨げられる虞れがあるといふような場合には、保護観察所みずから国の予算を以て行うことができる、かようにいたして一般の無差別平等に行うべき社会福祉関係の施設の優先、さういふ公共の優先の原則を示しておるのでございします。公共の衛生福祉施設としては、官公立の病院或いは生活保護法による市町村が設ける養老院等とあるとか、無料宿泊所その他養老院等の保護施設、或いは児童福祉法による母子寮であるとか、養護所といふような児童福祉施設、更に職業関係におきましては職業安定法による職業安定所、職業補導所等を先ず第一番にそこに轉送する、それから十分の援護が得られるように努めるといふことを考えておるのでございします。

なお、犯罪者予防更生法の第四十條は、これは大體同趣旨の規定でございしますが、その規定には、これに必要な費用は予算の範囲内で支払ふものといたしておられますが、これは当然のこととてございします。さうな規定は今回は抜いておるのであります。なお、先ほど申し上げましたように、更生緊急保護法の規定を改正いたしまして、執行猶予者の保護観察も、必要によつては更生緊急保護法によつてできるとする更生保護法に委託が得られるのであります。さうして第六條の補導援護の措置が洩れなく行われるようになつたといふのでございします。次に第七條、指導監督でございします。この指導監督は保護観察の消極面といたしまして、本人の更生を助長するたに補導し或いは監督するといふ方法でございしますが、これも警察官等の一方的な監視といふものとは全く

異にするものでありまして、保護観察
を行うもの、これを受けるもの、本人
との相互の人間としての信頼の關係
において成立つものでございまして、
この条文においても方法において規
定いたし、現行の犯罪者予防更生法
三十五條の必要にして且つ適切と認め
られる指示を与えらるゝものと趣旨に
おいて同一でございしますが、更にこ
れを詳しく敷衍して本人が遵守事項の
違反或いは再犯等に陥る危険を防止す
るために、性格であるとか、環境であ
るとか犯罪の動機、原因等を十分に考
慮した上で、本人の指導目標を抽出
し、これを本人に納得させて、わしも
一つこれをまじめにやりましようとい
う本人に覚悟を起させて、その覚悟を
ゆるめることのないように、その目標
を忘れることのないようにして適切な
指示を与えて更生を完成させようとい
う趣旨を第七條で書いた次第でござい
ます。なお、この指示というものは、法
定遵守事項の範囲を超えることはでき
ませんし、又特別遵守事項でございま
せんから、その指示に従わなかつたと
言つて法律上何らの不利益な措置もな
いというふうに考へております。

次に、第八條は、保護観察の仮解除
の規定でございします。先に刑法の一部
を改正する法律で申しましたように、
保護観察を開始して、その後の状況の
変化によつて本人が保護観察の措置を
受ける必要はない。そういうことをし
なくても本人が遵守事項を守つて、そ
うして更生に励むという十分の見通し
がついたというときは、無論保護観察
を何らかの形で打ち切るといふこと
が、却つて本人の更生を勵ますきつ
かけとなりますので、今回仮解除の規定

を刑法に出しまして、又その重要な法
律上の効果を刑法のほうに規定すると
同時にその実施の手續等を保護観察に
ついて全般的に所要の事項を規定する
法律で書く、その規定をいたしまして
第八條を設けた次第でございします。先
に申上げましたようにこの仮解除の許
可を地方委員会の権限といたしました
のは、現に地方委員会が仮出獄を許可
する権限を有しておるのであつて、而
も管内の保護観察を監督する立場に
ございしますので、地方委員会の権限と
いたしまして、そうして仮解除の運用に
おいて不均衡のないことを期するほか、
保護観察所が実際に本人の保護観察を
掌つて、本人の成績を最もよく承知
いたしておりますので、保護観察所の申
請に基いて、そうしてやる、地方委員会
がその許可を決定して行くといふこと
によつて、仮解除の許可が適正妥當に
行われることを期した次第でございま
す。

仮解除の規定は、現在の再度の執行
猶予によつて保護観察に付されておる
人にも適用されることになりまするの
で、現在再度の執行猶予に伴つて保護
観察に付されたものが、この法案の施
行後成績良好の故を以て仮解除の決定
を受けますと、その後の犯罪について
は刑法第二十五條二項二號の適用を受
けて、重ねて執行猶予が可能となる
といふことに相成ると存じております。
本條の第二項は、仮解除の決定を受
けたものが、不幸にしてその後環境が
非常に悪化したとか、或いは本人の態
度がよくなつたといふような場合
で、やはり保護観察において行つた補
導、指導監督がなされなければ、遵守
事項を遵守して更生を期待することが

困難だといふ場合には、地方委員会が
仮解除の処分を取消することができると
として、それによつて保護観察を再
開して、本人ができるだけ再犯に陥
らないで、更生の途を進めたい、こ
ういふ趣旨でございします。

次に第九條は、執行猶予の取消の申
出の点でございしますが、これは現行と
同じように遵守事項違反の場合には保
護観察の長が檢察官に申出るといふ
ことが適當であると思ひまして、犯罪
者予防更生法の四十六條の規定をこ
こに移して參つた次第でございします。
なおこの規定をこゝに移しますと犯罪
者予防更生法の四十六條は不必要に相
成りますので、附則三項におきまし
て不必要となる犯罪者予防更生法の四
十六條を削除いたすことにいたしてお
ります。

次に第十條は、呼出、引致でござい
します。これも現行法と殆んど同じで
ございまして、第一項は、地方委員会
は保護観察の長が必要によつて保護観
察に付されておるものを呼出し又は質
問し得る権限を規定しておるのであり
ます。ただ保護観察に付されておると
いふふうに申しておきまして、保護観
察を受けておるというふうに規定いた
しておきませんので、仮解除中の者も
呼出すことができます。これは實際上仮
解除を取消するといふ場合に、やはり地
方委員会、保護観察所に呼出しをし
て、そうして本人から事情を聴取する
といふようなことも實際にあつるか
と存じております。

第二項はこれは引致の規定でござい
まして、この対象者は保護観察を受け
ておるものでございまして、仮解除の
ものは含まない、かように考へており
ます。引致の要件につきまして、第一
号が現行の犯罪者予防更生法の規定と
異なつておられますが、實際は変らな
いといふふうに考へております。この
執行猶予者保護観察法は犯罪者予防更
生法と違ひまして、遵守事項等にお
いて居住すべき場所を特別遵守事項とし
て定めらるゝというふうな規定がないの
で、それらに関連いたしまして「一定
の住居に居住しないとき」といふ
うちに一號を改めております。かように
いたしまして、同様に犯罪者予防更生
法もこれに形を揃へまして、結局犯罪
者予防更生法でも居住すべき場所に居
住しないといふ場合には、結局特別遵
守事項に違反するといふことで、第二
項に當ります。結局残るのは一定の住
居に居住しないといふようなことにな
りますので、犯罪者予防更生法の附則
においてこの本條の第一號と同じよう
に改正するのが適當であると思ひまし
て、改正いたすことに考へております。
本條の第三項は、引致状及び引致に
ついて犯罪者予防更生法四十一條第三
項から第七項までの規定を適用するこ
とと、所要の職務規定を設け、なお附
則の三項において犯罪者予防更生法の
第四十一條の第三項を改正いたしてお
ります。これは引致状を発する裁
判官を明確にするために、従来の規定
を補ひ正したに過ぎないのでございま
す。

次に第十一條の留置の規定でござ
いしますが、これは執行猶予の取消を審
理し、又は決定するに際し、従来のよ
うに本人がすでに確定判決によつて在
監をしてゐるという場合だけでござい
ますと、身柄を拘束する必要はない
のでございしますが、保護観察中に遵
守事項違反があつたといふことを理由
として取消する場合がありまするの
で、かような場合にはあらかじめ本人に
ついて遵守事項の違反の有無、或いは
取消の可否等について審理を行う必要
がありまする。この審理のために或る
期間の身柄拘束を必要とする場合が多
いので、留置に関する規定が必要で
ございまして、本條はその内容におき
まして、現在の犯罪者予防更生法四十
五條の規定と異なることなく、その
まゝこの法案に移して若干の補足を加
えておるに過ぎないのでございします。
次に第十二條の審査の請求でござい
ます。本條に言う中央更生保護審査
會、これは法務省設置法の第十三條の七
によつて犯罪者予防更生法第三條に定
める事務を掌るために置かれておる審
査會を言うのでありまして、犯罪者予
防更生法の第三條は、地方更生保護委
員會がした決定についてこの法律の定
めるところにより審査を行い、決定をす
る。その他この法律又は他の法律によ
り審査會に属せしめられた権限等に関
する事務を掌ることを規定いたしてお
りますので、この法律によつて地方委
員會が保護観察の仮解除の取消をした
といふ取消の処分について不服のある
者が審査を請求する。その場合の審査
の権限を中央更生保護審査會に与える
所要の規定を二項以下に規定した次第
でございします。

第十三條は、審査會、地方委員会又
は保護観察所の長がこの執行猶予者
保護観察法によつて保護観察を行う場
合に権限を行使し得る今までの各条に
掲げた以外の手續に関する権限を、犯
罪者予防更生法の規定に準じて改め
るとするものでございします。

第二項は、犯罪者予防更生法中の、関係人が再度の再犯に正当な事由なくして応じなかつたという場合場合に、裁判所に申出て、裁判所が料を言い渡すことができる。それから援護に要した費用を市町村に頼んで、市町村長が徴収することができるという規定が犯罪者予防更生法にございまして、この法律の実施の上でも必要であらうと存じてそれを準用する規定でございまして。

第三項は、中央更生保護審査会或いは地方更生保護委員会又は保護観察所の職員又は職員であつたものが、保護観察に関するこれらの事務の遂行上、本人の家庭内或いは本人の身の上についていかなる秘密に関する事項を知ることがございまして、その秘密に関する事項に關しての証言を場合によつては拒否することがございまして。現在の犯罪者予防更生法と同じ建前をこの法律にも盛つて参つた次第でございまして。

次は附則でございまして、この法律の施行は刑法の保護観察に関する改正と同時に必要がございまして、これと同時に施行することにしたのでございまして。

第二項は、この法律施行前に現在犯罪者予防更生法によつて二度目の執行猶予になつて保護観察を受けている人が、引致とか或いは留置によつていろいろな手続があることがあり得ますので、これらの場合、これがこの法律によつて有効になされたというふうにする必要がございまして、さうな規定を入れた次第でございまして。

第三項は、犯罪者予防更生法の第三十三条第一項第一号は、今度のこの執行猶予者保護観察法によりまして、犯

罪者予防更生法の適用は受けなくなりまして、その引受窓口になつております三十三条の一項中から第四号を削る。それから先ほど申し上げましたように、保護観察の管轄というのを引續いて補正を加えた。それを犯罪者予防更生法にも加えたというのでございまして。その他それらの関係条文において申上げた通りでございまして。

第四項は、更生緊急保護法の一部を改正する法律でございまして、この更生緊急保護法は保護観察の対象ではない人でありまして、刑務所や少年院から身柄を拘束されておつて、満期或いは起訴猶予とかいふようなことで釈放された。併し行く行く先もないといふような人を、本人の申出によつて因が保護することがございまして。このために保護会を認可をして、そうして保護会を健全に発達させて行き、さういふような保護観察の対象ではないが、刑事上の手続によつて身柄を拘束され、社会復帰が困難である人の社会復帰を助けようとする法律でありまして、この法律によつて今回の執行猶予になつて保護観察を受けた人、或いは保護観察を受ける確定前の人、さういふような人もさういふような援護を受けられる。それから執行猶予で保護観察を受けている人を、必要によつては保護会に委託ができるというふうな所定の改正をいたした次第でございまして。

次に刑事補償法の改正でございまして、これも現行法の建前と同じでございまして、この法律によつて抑留、留置を受けるという場合には場合に補償の対象になり得るよう改正しようとするものでございまして。

以上くどくしく申し上げましたので、

○委員長(郡祐一君) 只今提案説明を、逐条説明を聴取いたしました二法案につきましまして、次回以降に御質疑を願うことにいたしました。次に、先に亀田委員から御質疑の通告がございまして、検察官の供述調書に対する弁護人の閲覧要求に関する件についての御質疑を願います。

○宮城タマヨ君 その前に私は保護局長に少し資料の要求をしたいのでございまして。

○委員長(郡祐一君) それではちよつと御質疑お待ち願つて、保護局長への資料の御要求がございまして、お申出を願います。

○宮城タマヨ君 保護局長に對しまして私は資料をお願いしたのでございまして、実はこの保護観察につきましましては、随分いい成績が上つておりますが、それにはケース研究などといううなことも大変近頃盛んになつておりますけれども、そのケース研究の結果でございまして、まあ悪くなつたことではなくて、よくなつたケース研究のその過程と結果というものがはつきり現れていくものがあるまいしやうか。

統計という意味ではありません。個々の事実について、ケース研究の結果が明らかになつておりますものがあつたら頂きたいということ。

それかいま一つは、今まで司法保護事業といふものが民間の事業も合せましても、七、八十年の歴史を持つておりますが、その間の成績の良好であつたものの経過報告といふものが、及びその結

果についての何か資料があつたら私頂きたいと思ひます。

それからいま一つは、特殊面接委員というものが昨年からできておりますね。その特殊面接委員と保護司の関係について私ちよつと調べたいと思つてゐるのでございまして、全国的にどういふ人が面接委員になつてゐるかというところが保護局でもわかつておりますか。これは主に矯正局の仕事だと思つておられますけれども、この保護司の関係を私調べてみたいと思つてゐます。それは特殊面接委員に保護司は入らない建前でございまして、どうですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 特殊面接委員は、現在刑務所は教師を置けないようなことになりましたので、死刑を受けた人なんか非常に煩悶する場合に、刑務所職員ではなく、斯ういふ場合もある。さういふ点も一つの理由になりまして、十分保護局と協議の上あの制度を作つたわけだと思ひます。さうして私もいたしてございまして、将来の生活設計、生活計画に關するうなものは、保護観察の実施等に悪影響があつてはならないから、さういふ面ではできるだけ保護司の人に頼んでくれ、さうして保護司の人は観察者と十分連絡をとつて、さうして将来の保護観察と矛盾のないやうな、むしろそれを援助するやうなふうになつて、かような意味で保護司の人をできるだけ観察者と連絡の上、一つ頼んでくれ、さういふことを運用の上になつておられます。実際にどの程度となつてゐるかといふことにつきましましては、まだ報告を受けておりません。

○宮城タマヨ君 私は実際に保護司がその面接委員に採用されてゐる人があ

るとすれば、どのくらいあるかといふことが聞きたいのでございましてけれども、それはなか／＼調べるとは困難でございまして、急には調べられませんが。

○政府委員(斎藤三郎君) できるだけ調べて御報告申し上げたいと思ひます。

○宮城タマヨ君 ちよつと調べてみて頂きたいと思ひます。この保護司のいろいろな仕事の上に、それから今度の法案の上に私はちよつと材料にしたいのでございまして、お願いいたします。それで済みました。

○委員長(郡祐一君) 他に資料の御要求がございせんか。……。ございせんければ亀田委員の御質疑を願ひます。

○亀田得治君 私の質問いたしたいことは、主として刑事訴訟法の三百二十一条二項に規定されてある検察官の面前で被告人以外の人がかしやべつたことを録取した書類ですね。この書類の閲覧の問題について法務当局の御見解を明らかにしてもらいたい、さう考へております。私もその見解では、被告人以外の人で検察官の取調の段階において証人として調べを受けた。その調書は起訴があつた場合には、直ちにこれを被告人並びに弁護人に見せて行かなければならない。さういふまあ結論としては考へ方を持つております。ところがこの問題について現在訴訟の実際におきましては、検察官の態度が各地でまち／＼で非常に迷惑をしてゐるわけですね。で、或る場所によつては少しも制限を加えないで全部弁護人に閲覧させる、さういふ態度をとつてゐる。或る場所では同じやうなケースでありながら全然見せない。或る場所ではその中間のやうな取扱ひをしてゐる。例へばそのうち

りないように私も聞いておるので、一つ問題を三百二十一条の二項の調書、これに一つ限定している／＼御質

を閲覧する機会を与える場合には、できる限り、五日の余裕を置かなければならない。」こうなつております。従

であればもつと詳しくあとで説明申上げてほしいと思います。

○亀田得治君 只今一応の御見解を聞

訴訟規則上この魚釣の旅的な質問を相手方に浴びせましても、相手方は魚釣の旅であるということを以て答弁を

訟を單に勝敗の面からばかりでなく、眞実発見という面からも考えるべきであるとし、相手方を不意打ちにして混

乱させて勝利を得るために、自分の知つてゐる事実や自己の持つてゐる証拠を公判まで隠して置くことはフェアでない。而も訴訟を遅延させるもので、公判まで事実及び証拠を無制限に隠しておくと許すべきではないと考えようになつたのでございます。つまり開示の制度は公正にして迅速な訴訟といふことを目的とするために採用せられるに至つた制度であることに留意する必要があると考えたのでござい

ます。我々の現行刑事訴訟法は当事者主義的色彩を強くする半面、それによる訴訟のスピード化を防ぐための一つの手段として第二百九十九条の制度を採用したものと考えられるのでござい

ます。従つて同条の解釈運用に当りましては、常に公正且つ迅速な裁判を念頭におかなければならないと考えるのでござい

ます。田中教授の研究によりまして、イギリスの開示制度、これは民事でござい

ますが、いろいろ説明しております。ちよつと長くなりますけれどもお許しをしまして……

(4) 事実の開示、相手方に対しては裁判所の許可を得て事実に関する質問事項を列記した質問書を送達し、相手方はこれに対し宣誓供述書によつて答弁する義務を負う制度であります。

(5) 文書の開示、これを二に分けます。(1) 文書の一般的な開示、これは次の特定文書の開示に対応するもので、当事者の申立により裁判所がその必要とする限度において当該事件で問題となる事項に関する文書で相手方が現に所持又は支配し、或いは曾て所持又は支配したもの

の開示を相手方に命じ、相手方がこれに応じてかかる文書を列挙した宣誓供述書

を提出する義務を負う制度。(2) といはしまして、特定文書の開示。当事者の一方が宣誓供述書で特定又は特定種類の文書を指定し、その文書が相手方の支配内にあるか又は曾てあつたと信する旨及びそれが事件において問題となる事項に係る旨があると信する旨を述べ、相手方が宣誓供述書でこれに答えることを裁判所から相手方に命じてもらう制度。

(3) といはしまして文書の閲覧、相手方がブリーディング、これは訴答と訳しておりますが、ブリーディング又は宣誓供述書に引用又は記載した文書とそうでない文書とに分れます。前者についてはその相手方に対する書面の通知によつて閲覧及び謄写を求めることができます。後者については自己に閲覧権のあること及び文書が相手方の支配内にあることを述べた宣誓供述書を附して裁判所に命令を求め、その命令を得て相手方の文書の閲覧謄写をすることができ

ます。右の三つの場合に、最初から裁判所の命令を求めて行つ場合とそうでない場合とがあります。後者の場合は、相手方が応じない場合は改めて裁判所の命令が求められるのでありまして、裁判所の命令があればそれに応じないと裁判所侮辱罪となります。

なお同氏の研究によりまして、アメリカの制度、これは民事でござい

ますが、次の通りであります。

(4) 証言調書、デポジション、相手方でも第三者でも公証人の面前で証言させて、事実の知識を得るために行われ

ます。この証言調書には厳格な証拠法則の適用はござい

ません。訴え提起後二十日以内であれば裁判所の許可不要。証人に対しては罰則附出状の使

用が認められます。証人から異議の申立があると、裁判所は尋問を却下するか条件を付け

ます。ただ事件との関連性を要し、証言拒否権のある場合には及ばず、更に自己の訴訟準備のため不可欠でないにもか

かわらず、開示の方法によつて相手方の訴訟準備をのぞき込み、又は利用しようとすることは許されないとされ

ます。

(5) 質問書の制度、インタロゲートリーズ・トウ・パーティーズ、相手方のみに対して行

われる。訴提起後十日以内は裁判所の許可不要。相手方は原則として受領後十五日以内に宣誓答弁書を送達する。質問事項は、事実でも、証人の氏名住居

でも、文書の存在に関する情報でもよい、魚釣りの質問でもよい。

(6) 文書及び物件の提出及び閲覧、当事者に対してのみ求められ、裁判所は正当な事由の存在があると思つた場合にのみ開示命令を発する。文書、書籍、計算書、手紙、写真、物件等を指定し、提出、閲覧、謄写、撮影を求めるものと、土地建物

両事件の主な弁護側の資料を見ますと、(イ)刑事訴訟法は人権擁護の見地から解釈運用しなければならぬ。

(ロ)第三百条を実質的に保障し得るのは弁護人であるから、弁護人は検察官調査全部を閲覧し得べきで、第二百九十九条はそのための機会を保障している。

(ハ)反対尋問権を十分行使し得るためにも閲覧が必要である。

(ニ)証人を検察官の尋問による心理的拘束から解放するためにも閲覧が必要である。

(ホ)弁護人の冒頭陳述のために閲覧が必要である。

(ヘ)政治的犯罪についてのみ閲覧を拒否するのは不当である。

(ロ)訴訟遅延の責任は検察官が負わなければならない。

これが天体の弁護側の主張であり、検察側の主張といたしましては、(イ)証拠として使用するかどうか判明しないうちに閲覧させる必要はない。

(ロ)弁護人は被告人との間に自由交通権を持つてゐるから、証拠に出されてない書面まで閲覧しないでも反対尋問はできる。

(ハ)第三百条を根拠とする見解は、弁護人に検察官の職務の履行を監督せしめることとなつて甚だ不当である。

(ニ)冒頭陳述は弁護人側の証拠に基いて行えば足りる。

(ホ)政治的事件といつて閲覧させないのではない。

かようなことに帰着します。

裁判所の見解といたしましては、(イ)第二百九十九条に法律上合致しても、同条はアンフェアとなるべき最小限度の行為を禁止しているものであるから、そ

れだけで直ちにフェアであるとは言えない。訴訟はフェアでなければならぬ。

(ロ)弁護人は検察官に対抗できるほどの能力ではないから、弁護人が検察官の所持する資料に手がかりを求めて活動を開始するのが一般の慣行となつてい

る。

(ハ)当事者間で解決されるまでは、検察官側の立証事項、尋問事項を詳細に書いて提出することにより、弁護人の尋問を可能容易にすることとする。

(ニ)証人尋問終了後調書の取消請求があつた場合には、更に改めて証人を喚問し反対尋問の機会を与える。

こういうような見解でございます。

これは結局刑事訴訟法第二百九十九条の法律解釈としては、検察官が証拠として提出する証拠についての事前閲覧の機会を手えればよいとしつつ、運用により弁護人の希望をできるだけ満足せよとしたものである。

その後この吹田、枚方両事件では次のような了解ができております。

吹田事件第九回公判(昭和二十八年二月十一日裁判長弁明)「調書閲覧問題であります、これについてはあれから三回に互つて裁判所が中に入り、検察官と弁護人との間で話合を重ねました結果、基本的な主張は別として本件の具体的な措置としては次のような方法、即ち裁判所で採用決定された証人につきましては、立証段階に依りてグループごとに従来の慣行通り証人全員の供述調書を証人尋問手続前に相当の猶予期間を置いて弁護人側に閲覧せしめる。」

枚方事件第十一回公判(昭和二十八年三月十二日)

昭和二十九年三月十六日【参議院】

この裁判長からは、「尋問調書の閲覧の問題に關し、先般裁判所、検察官、弁護人間で会談の結果了解に達した。それは証人を小松方の被告關係、山上の集合關係、公務執行妨害關係といふように、それらのグループに分けて採用決定をし、その決定した証人に対する調書は、証人尋問前に閲覧させるというのである。この方法をとることにしてこれから証拠提出に入りたいと思う」旨の発言があり、これに對し東中弁護人は、「弁護人側の承認した理由は、これにより十分に防禦權の行使ができ得ると考えたからではない。ただ訴訟進行に協力する意味において承認したのである。従つて訴訟遅延による異議権はこれを留保するものであり。」というようなことを述べております。

結局以上の資料によりまして、第二百九十九条が米英の開示の制度に由来しているものであること、この開示の制度はエクイティ的な考え方によるものであつて、それが訴訟のスポーツ化を排し、真実の探求と、訴訟の促進という要請から、開示による不都合な結果、殊に相手方の策謀を十分に警戒しながらも、次第にそれを乗り越えて死達して来たものであるといふこと、従つて法律の解釈としては、最小限度証拠に提出するものだけ閲覧せればよいのであるが、それ以上に及ぶことが好ましいけれども、それは具体的場合における諸般の事情を考慮して検察官の判定すべきことであること、米國でも刑事では丁度我々が二百九十九条と同じ程度の開示をしてゐることを知り得るのでございます。

第三百条及び反対尋問權の確保を根拠として、第二百九十九条の拡張解釈

をするのは、私どもといたしましては根拠に乏しいという考え方でござい

ます。第三百条については、検察官の職務履行を監視するために、検察官の全調書の閲覧權を弁護人に与えるべきだといふ主張には、多少の飛躍があり、反対尋問權確保については、証拠にな

る書面についてのみそれと手えれば足るので、若しさうな主張のごときであれば、記録の全部の閲覧を許さなければならぬといふことになるのではないかと考えるのでござい

ます。ただ検察官といたしましては、訴訟遅延の非難を甘受しても、証人の証言前の閲覧を拒否しなければならぬかどうかにつて、慎重な配慮をしなければならぬし、その他証拠に提出できない書類でも、弁護人側の全体の構成上、比較的地位の弱い現状を十分認識して、これは早目に閲覧等の機会を与えて処理すべきであるといふような考え方を持つに至つた次第でござい

ます。

○龜田得治君 非常に詳細な御説明がございましたので、先ほど御説明されたアメリカの制度その他ですね、これは主として民事關係に關する証拠方法を根拠にされておるわけですか。その点どうですか。

○政府委員(井本台吉君) この訴訟全体の構造が、勿論民事に主たる根拠を置いておりますが、勿論これは刑事事にも及んでおる。従つて刑事でも同様に及ぶ結論になつておるといふことを申し上げた次第でござい

ます。

○龜田得治君 そこでまあ現在、例え

ば大阪の裁判所が、枚方事件、吹田事件等とられた裁判に結論としては、只今の御説明に落ちついておるようです

が、一つお尋ねしたいのは、検察官が

三百二十一条の二項の、書類を三百条

によつて必ず取調べをしなければなら

ん、こういう義務を受けておるわけ

ですね。これは非常に重要な点だと思

うです。そうしてその義務を検察官が必ず履行するかどうか、これを監視す

るような考え方は少し行き過ぎじやないか、弁護人が監視する行き方は行

き過ぎではないかといふような考え

方が、少し基本的な態度としてあつた

うなんですね、これは私さうじやない

と思うのです。その点は非常に大事

だと思つてゐます。例へば前に検察官の書類があり、さうして同じ人を公判で証人として調べて、で証言と書類とが食い違ひができる場合が相当たくさんあります。その際に、この被告人に証言が有利になつても、不利になつても、書類がさういふふうになつてゐるといふことを出さなければいかんわけですね、三百条によつて……さうで

しよう、その点は……被告人に何でしよう、不利なものだけ出すわけじやないの……三百条によれば、証人はさう言つてゐるが、つまり証人は以前よりももつと悪いことを被告人のため

に嘆るわけですね、公判において……さうすると、以前の書類は被告人にとつては有利なんです。でこれは検察官はなか／＼出したがらない、實際問題としてはさういふ書類は……それ

に對して弁護人のほうから、証人はさうおつしやるが、だがもつと君は、以前

にはこの被告人に有利に言つてゐるじやないか。これはさういふ証人は、い

ろいろな利害關係があると証言が變つて来る場合も予想されます。それでそ

ういふことが起るわけですね。すると検

査官が

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

九

に帰着するのでありますが、今の刑事訴訟法が檢察官のとつた調書を全部起訴と同時に弁護側に閲覧せしめるというようにどうも私なつてゐるようにはとれないのでございます。簡単な例を申し上げますと、参考人である第三者が検事の面前で供述したその調書と同じことを法廷で証言しますれば、さうな調書は、これは法廷に出す根拠もないわけでありまして、さういふものはあらかじめ見せるというもの、これは条文上どこにも書いてないといふことは考へるのでございます。結局お話を、例えば第三者が被告人に利益のある供述をしたものをどうして知るか、弁護人や被告人がどうして知るかという点に帰着すると思ひます。これは檢察官、原告側でございませうけれども、公益の代表者として公的な立場でやつておるといふことを御用願いて、出すべき三百条、二百九十九条の適用の書類は、必ず取調の請求をするといふ点を御信用頂くよりほか、いたし方ないと思ひます。若しそのような調書をそこで破つたとかんかいうことになれば、これは又公文書毀棄罪になりますし、さういふ点にいつは十分刑法上に担保されてゐるという事に私は考へる次第でございませう。

○龜田得治君　これは檢察官を信用以外に方法はない。さういふことでは、三者構成の公平な法廷といふものはやはり守られないと思ひます。さういふ問題はやないのです、例えば一番微細な証人の証言と、檢察官が手許に持っている調書が一致しているかどうかのこと自身が非常に問題でしよう。

一致しているかと判断するかどうか。これはすべて人の言ったことを、ときどき違ふ、文書ですから……。一方は証人調書、一方は供述調書、これはどうせ抽象的ですよ、言葉で喋っているのですから……。だから一致しているかどうか、その判断自身もこれは問題なんです。これは弁護人がそのことについて闘争できないなんというふうなことを認めたら大変なことになると思うのです。あなたのさつきおっしゃるの、違つてゐるということであれば、これは検事は役人でもあるし、必ず出すと信用してもらいたい、こういうふうな気持ちのようでもありましたが、ただ一致か不一致かの判断、これがつまり検事でも間違ふ場合がある。これは信用することはできないと思うのです、絶対的には判断が間違わないというふうなことは……。こんな人間に決して信用せよということは無理です。だからそういう善意の場合もあるわけですね。そういう文書に限つてそれによつて無罪が決定されたり、非常に妙なことになる場合が多い、問題になるのは……。だからそこで問題になるわけですが、その判断の点はあなたがお考えになりますか。検事は絶対判断を間違わんというふうにお考えになりますか。

上の義務はないということをお申上げただけでありまして、証言が済めば、その証人の関係の調書は御請求があれば検察官は必ずお見せすると私は考える次第でございます。

○亀田得治君 証言が済んで見せるものであれば、これはなお更先に見せるべきなんです。例えばさきさきという事例もあるんです。先ほど吹田、枚方事件は私も、最近はまだ出ませんが、一時立会つたことでもありますから、あの経過は大体私も現状では仕方がないではないか、ああいう中間的な取扱はですね、そう思つておりますが、ただ例えは昨年の慶幸の裁判を現在福岡地裁と大牟田の福岡支部、それから佐賀の地裁でやつておりますか……。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。

○政府委員(井本台吉君) この訴訟の進行が恐らくお話のような場合に、全然調書を見せずに尋問が始まり尋問が終つて調書を出す。従つてその調書については検討の上更に反対尋問をする。それにはもう一度証人に出てもらわなければならぬというふうなことになる。訴訟が非常に遅延することが考えられます。ただ、現在の日本の民衆の何といふ知識水準、裁判所に対する証言の重要性というふうな点が非常に欠けておまして、具体的に例を言うのではありませんが、とかく証人に対していろ／＼な働きかけがあるとかいふふうなことで、公益の代表であります検察官といつたしまして

は、できるだけ公正な証言が得られるように努力しておるのでございます。

お話の実例から行きますと、結局非常に特有点についての心配がござい

ます。ただ具体的にそれでは全部検察官調書は起訴と同時に見せなければならぬかという点になると、それはどうも現在私はその点についての断定的な結論を出しかねるのでございますが、訴訟の段階が或る程度まで参りますれば、枚方或いは吹田事件等々のことがあつてもいいのではないかと、こう思うのでございます。従つて今三百条若しくは二百九十九条を改正いたしました。起訴されれば将来証人になるかも知れぬような第三者の供述は、全部弁護人に開示せしむべしというふうなことの改正をしていかどうか、まだ結論をいたしかねる次第でございます。

○亀田得治君 そういう改正をするところについての結論的な意見は今のところまだはつきりしない、こういうふうなことなんです。そういう改正をして差支えがあるというふうな根拠は何がありますか。

○政府委員(井本台吉君) 結局先ほど申し上げましたような、証人の供述が他の外部の力によつていろ／＼動かされるところというような例も一つの例として考へられるのでございます。具体的に若し改正すればどういふ点が不都合であるかという点をちよつと申上げかねますが、事件の種類によつては開示を済ませました検察官の調書を種にいたしまして、証人を相当脅迫したとか或いは暴行を加えたとかいふようなことも聞いておりますので、さような点では十分これは監視しなければならぬと考へる次第でございます。

○亀田得治君 今刑事局長が言われたような一、二の具体的な理由はこれは私理由にならぬと思ひます。偽証が明確になればど／＼偽証罪で処分して行つたらいと思ひます。私実際に裁判にいろ／＼タッチしておつて、偽証という余り軽く考へ過ぎていると思ひます。日本の慣行が……。

で、そのことがいけなひのです。むしろそういうことをまあそういう偽証的な傾向が幾らかあるからというふうなことを認めるということはおかしいと思ひます。それじやいつまで経つてもよくなつて行かない。やはりそれから例えは証言調書を理由にして脅迫するとか暴行するとか、それはそんなことは勿論悪いわけですがそれどもね、それはそのものとして処理して行けばいい。私どもがやはり一番関心を持たなければならぬのは、公平な裁判なんです。公平で迅速ですよ、何と言つたつて……。裁判をだら／＼引張られるのはかたわんのものですからね。そういう検察官の調書を見せないというふうなやり方は、飽くまでも突つぱつて行けば非常に不都合なんです。これはもう刑事局長もおわかりになつておるから、私から改めて言わんでもいいのですが、検察官が先ず証人を調べる。そうすると、大阪の吹田、枚方のあのやり方で行けばですよ、若し検察官が事前に書を見せない場合には、あらかじめ提出した問事項に質問を限定する、こういうことも入れてはいるはずであります。ところが、実際に証人調べに入れば、検察官はあらかじめ書いてないことも、質問しておる間に聞き

すると弁護人のほうから異議が出るでしょう。そうしたら検察官は又改めてその証人を呼び直して、尋問事項を提出し直して調べるといふことになる。それだけでも二回かかるでしょう。それから弁護人のほうには弁護人で一応証言調書ができ上つたのを十分拝見して、それから新たな日に又その証人に質問をして行く、これで三回になるでしょう、それだけでも……。而もそういう同じ証人に同じ問題を三回にも分けてこま切にこれは聞いて御覧なさい。文書に現れるものは必ず矛盾して来ます。これは一体どれをとるのです。言葉ですから必ず幾らか違つたものも出て来ますよ。そんなことではそれはもう真実の発見なんということはとてもできることではないのですよ、これはもう私が特に言わなくとも……。だから、決して何も検察官の持つておる調書を信用するとかそういう意味じやないのです。検察官と同等の立場というものが現在の日本の在野法曹としてはとれないわけでしょう。だからそういう意味で検察官のものをさつぱらに用いたらどうか。

検察官としても、勿論これは確信を持つて起訴するわけですが、何も最後までもうしても有罪にしなければならぬ、そういうものじやないでしよう。真実の発見を裁判所に最後に公平に判断願う、そういう立場でしょう。だからどこまでもこいつを刑務所にぶち込まないやいかん。若しそんな考へで検察官がやつておられるとしたら、これはむしろ間違ひです。そんなことから言つても見せることがどうしていけないのか、少しも出て来ない。而も何も検察官の私文書の提出を

第四部 法務委員会會議録第九号

昭和二十九年三月十六日【参議院】

一

求めておるのではない。公けの文書です。すべて言っているのは……。而も公けの文書の中でも具体的な各条文に關係のあるところを言つておるわけなんです。だからこれはどうも附に落ちない。それで私例えは具体的に刑事訴訟法の四十条ですね。ここに公訴提起後の訴訟書類の閲覧、贈答の規定があるわけですね。この規定をむしろ改正すべきだと思つておるのです。三百条とか二百九十九条とかいうのは、これは証提調へにおける技術的な問題です。二百九十九条は私はこのままでいいと思ふ。これは正規の手続ですか……。正式に裁判所が受取る場合には、たとえ事前に弁護人が見ておつたものであつても、一応やはりこの手続をとつて行くべきです。だからこれは証提調への技術的な面の規定だと私は解釈するので、私の申し上げるのはむしろ刑事訴訟法の第四十条、これが正式に裁判所になされた証提書類と、こういう意味でしょう。恐らくこれは……。この中にはまだ裁判所まで出て来ておらん、検察官の手許のやつは入らんという、それはこの条文としては正しい。だから、その点を少し広めるようにこの規定を改正したら私はいいと思つておるのですがね、具体的に……。或いは四十条の二というようなものを作つてやつてもいい。但し最初に申上げたように、関連事件で捜査しておるものがある、それを見せるとその捜査に妨害がある。こういうものは、これは勿論例外的に禁止したらいいですよ。その程度であつて、現在のような解釈は私は非常に間違ひだと思ふ。そういうふうになつて少し改正をお考えになるようなふうに

努力して欲しいと思ふのですがね。これは衆議院の法務委員会の人たちもいろいろ問題にしておるようです。ただ衆議院のほうで保全経済の問題とかあつたふうな問題がずつと出て来ておるものですか、参議院のほうでそういう点の質疑をやつてみてくれんかというのをあちらの委員のかたから言われたものですから、実はこういう質問をした次第であります。どうですか、もう少し積極的に。ちつとも私は差支えないと思ふ。

○政府委員(井本台吉君) 御趣旨はわかりましたが、よく研究したいと思ひます。

○龜田得治君 その法律の改正ができるまで、少くとも現在の検察官のばらばらの態度ですね。これは私は非常に不当だと思ふ。検事総長にこの事件でどういうふうな検事がこういう態度をとつておる、あつちの事件ではこういう態度をとつておる。これで一体検察官としていいのかどうかという質問をするという事になれば、これはあつたはどうお考えになるのですか。いいと考へておるのですか。

○政府委員(井本台吉君) それは結局先ほど来申上げましたように、運用の問題として、如何にすれば訴訟が経済的に且つ迅速に実体がはつきりできるかという事に歸着するので、被告の構成、事件の内容その他によつて、結局いふことは具体的事情によつてきめたいということに歸着するわけで、ばらばらでけしからんと言われれば、これは訴訟がいろいろある關係上止むを得ないことになるといふやないかというふうに私は考へる次第であります。

○龜田得治君 訴訟がいろいろあると言いますがね、同じような事件で担当検察官が違つておるのがあるのですね。同時に起きた炭労の事件、先ほど申上げた佐賀地裁と福岡地裁、大牟田の支那、これは皆一緒の事件ですよ。佐賀では全然見えない。こんなことは私はどうかと思ふのです。そういふことを是認されるというのなら、法律の運用なんというものはその条文にさえ合えば、運用面ではどんなにばらばらでもいいということになる。そういう結果はお認めになりますか。

○政府委員(井本台吉君) そういうふうに言われるとどうも私も恐縮なんです。が、今申上げましたように、同じような事件でも、例えば全然争つていない事件もありまして、或いは根本から争つておるといふような事件もございまして、さういふ場合、事件の形が似てゐるから扱いも全部同じだ。さういふふうにするべきだといふふうにはちよつと私ならぬと思ふのでございまして。具体的には佐賀と福岡ですか、九州地方に炭労關係の事件が三、四件起きておりますが、これはもう少し調査しないと、どういふふうに違つておるか具体的に申上げかねますが、ただ同じような事件だから全部同じにやるべきだと、原則としてはさうかも知れませんが、事件として、一つとして同じ事件はないはずですから、従つて運用の面に結論の違ふといふ法律の解釈が出て来れば、扱い方も違つて来るのは止むを得ないかと私は考へております。

○龜田得治君 これはそう簡單に行かないと思ふのです。あれは三つとも全部否認している、而も否認の態度は同じなんです。否認の理由は或る程度の事實關係というものは全部認めて、而もその事實關係の法律解釈というものは違つておる、こういうことなんです。みんな建前としては一緒です。だからこれは検察官のほうで極めてばらばらだといふのは紛れもない事実なんです。こんなことまで弁護する必要はないと思ふ。たばら／＼であつてもいいかたないという解釈を法務當局が持たれるならこれは止むを得ませんけれども、具体的に個々のケースに當つてみなければわからないということにはちよつと納得しかねるのです。私はむしろさういふ見せるべき合理的な事情がありながら見せないといふふうな場合には、違法なやはり裁判手続になつて行くのじやないかと思ふのです。これは最後には最高裁が決定すべき問題でしょうが、そこまで行かなくても、例えば憲法の十四条では、やはり法律の前にはみんな平等に取扱つて行く、さう言つてゐるでしよう。さういふ精神からみたら勿論それは憲法の条文だけでいふ／＼なことをやるわけじやありませんけれども、併し余りにも憲法の条文というものを無視し過ぎると思ふのです。さういふ取扱いは……。だからこれは法務當局として検事総長に対してやはり一つの監督権といふものはあるわけですから、善処されるのが私は至当だと思ふのです。が、どうも判断がつかんと言つて、具体的にこれは見解を開いてみていいですかね。

○政府委員(井本台吉君) 今申上げましたように、具体的事案を一応私どもに報告は出ておりますが、本日龜田さんのお話もありましたので、もう一度検討いたして善処したいと思ひます。ただ同じような事件に個々ばら／＼の判断があつていいかというふうに言われまして、それはいけないにきまつておるのであります。如何に似たような事件でありまして、一つとして同じ事件といふのはございせん。従つて違つた事件に違つた法律の適用があるといふのは、これは止むを得ないこととして御了承願ひかぬと、何か法律の前には違つた人間の扱いをするといふふうにおとり下されては甚だ恐縮する次第でございますから、その点は一つ御了承願ひしたいと思います。

○龜田得治君 福岡の關係は或る程度、私非常に感情的なものがあるのではないかと思ふのです。というのは刑事局長も御存じでしょうが、例の嘉穂事件です。嘉穂炭鉱の事件、あれが裁判所で無罪になつてゐます。現在の記録を全部見せたように私担当の弁護人から聞いておるのです。何かさういふことが一つ影響してゐるのではないかと考へてゐるのです。そんなことで決してこれは理由的な立場で見せる見せんじやないのです。さういふものも有罪にするためには、そんなものを見せたらいかんというふうな結論が強い。そんなことでさういふ重大な問題を左右されては困ると思ふのです。福岡とか大牟田では検察官のほうで文書を見せない理由を、次に意見を述べるといふようなことを言つておられます。これは恐らくそれは法廷では検事が自分だけの判断ではちよつと工合が悪いといふようなことも、或る検察官は言つてゐる。やつぱり何か検事総

長が全体的に指示を与えておるようでもあるし、与えていないようでもあるし、こんなばらばらのことは無茶苦茶です。見せないなら見せないで全部を見せない、強盗も窃盗も強盗も何も見せない。その代りその法的な根拠というものを明確にしなければいけません。大体この条文でも見せないという、見せてならんという根拠もはつきりしておらんのですから……。成るほど我々の言う見せという根拠も或いは不明確な点はあるかも知れん。併し見せてならんというものは何もこれははつきりしてない。そうでしょう。だからこれはそんな、このままで放置しておくべき問題では絶対ないと思うのです。これはともかく一年か二年、もう少ししろ／＼裁判所の慣行を見てそれからだということになるかも知れんが、これは最初申上げたように、弁護人というものはそんな詐欺、窃盗とかそんなような事件でそんなにかかりきつておれるものではないです、調書なんかの問題で……。そうすると慣行に待つということになれば、結局見せないほうの慣行が余計になつてしまふのです。結局そういう選挙違反とかいろ／＼なそういう政治的な色彩を持つた、そういうようなものだけで議論されるわけですから、慣行に待つということは実際問題として不当だと思ふ。こんなことは放置しておくべき問題では絶対ない。たゞさんの法務関係の立法もござりますが、これはどうしても法務当局がみこしを上げられないうことになれば、やはり議員立法法でも考えなければならん問題だと思ふのです。これは少しも予算に関係する問題でもないのですから、こ

うものこそ議員立法に僕は一番適当なものだと思つておるぐらひです。併し議員立法というよりなことも、これは実際大きな問題ですからもう少し真剣に考へて欲しいのです。調書を見せるということも、何か弊害があるというところなら、その弊害が起らんやうなことも一方考へてもらつたらいいと思ふ。私も大した弊害はないと思ふのですけれども、併し専門的に見ると、先ほどあなたの方が詳細にいろいろ申された中で、幾らが弊害と思はれるような点もあれば、それは又これを立法化するということになれば、その中で適当にこれは措置できる問題だと思ひます。立法化することだこれは、これは取上げてもらわんと、現在では責任を果しておらんと思ふのです。これは申上げておきます。この程度で……。

○委員長(都祐一君) 別に政府の発言はありませんか。

○亀田得治君 今朝急に突然ですが、同僚の海野参議院議員から委員外発言をさせてもらへないか。非常に急な問題なんです、そういう話があつたのです。私それでは丁度刑事局長が見えるから私が代つて質問してみましよう。若しそれで不十分であれば一つ適当な機会に委員を差代えるなり、或いは委員長に許可を得て委員外発言をするなりというところで実は私突然ですが引続きちよつと質問してみたいと思ひます問題があるのですが、いいでしょうか。

○委員長(都祐一君) どうぞ……。

○亀田得治君 これは新聞でもすでに出版している山形県山形市長の問題なんです。一点お伺いを先ずしたいのは、現在山形市長は逮捕されているのです。がね、私も少しはあそふやうな容疑があれば十分取調してもらふ、これは当然で異議がない。一つ問題は弁護人の面会を事実上阻止している、こういうことなんです。で、これは私おかしじやないか。法規によつてもそんな面会を禁止することはこれはできない。ただいろんな捜査上の都合で面会の時間とか場所とかそういうこともまあ限定することはできるわけですが、これもね、遮断してしまふ、こういうことは私はもつてのほかだと思ふ。で、昨日の電話連絡によつてもどうもそういう状態だ。私これは専門家の檢察官がそんなことを頭から面会させないとは言つてゐるのじやなかつたと思ふのです。恐らくいついつかに指定するとかいうやうな、その指定の仕方を非常になんと言ひますかね、意地悪くやられて結局弁護人としてはそのとき行けないし、駄目だといふやうなことになるやうな問題じやないかと思ふのです。がね、初めからそんなことをしてはそれはすぐに首にしてみらわなければいけません。どうも私そういうやうに感ずるのです。重要な一つ人権問題ですからね、法務大臣からも検事総長に通ずるなりしてですね、事情を調べてもらひたいのです。面会の問題ですね。

それからもう一つは市長が一度も調べられないでいきなり捕つと逮捕されたのです。これは市長が否認をしてゐるのです。この事件を……。そうしてそのために現在市会が開かれてゐるのですが予算説明もできない、こういう状態なんです。で、問題はそれから否認

はしてゐるが、検事正の新聞記者との談話によりますと、否認はしてゐるが傍証は全部固まつてゐる、こういうまあ建前なんです。で私の尋ねたいことは、そういうふうな事情にあるものをどうして逮捕しなければならぬのか。本人が否認してゐるものを幾らこれは引張つておつても何もしない。傍証は十分固まつてゐるというのだからそれで起訴できるわけでしょう。単なるこれは政治的な妨害にしかならないのです。市会中に市長が出られない、これは重要な問題が起きて来る。で、私は逮捕自身の問題になりますとこれはいろ／＼見方ができるでしょう。たとえ否認しておつても、逮捕しておけばそのうち言うかも知れない。それも私は専門家としてわかるのです。ただ市長なんかの考へでは、ともかく一方で市会を開いて、そうして来年度の当初予算ですすからね、その予算の説明もできない、それは延長すればどうなるんですか。これは市長をやめなければいけません。責任上そういうふうな発展して来るでしょう。で私そういう政治的なやほり疑いを持たれるやうな取扱いが非常にまずいじやないかと思ふのです。例へば逮捕中であるが、それじゃ監獄付で予算の説明だけ一応させて。そうしてすぐ又必要があれば戻つて来る。そういうふうなことだつて私はできる問題だと思ふのです。国会議員の場合と違つて逮捕に議会の許諾を求める、そういう規定がなくとも、これは取扱ひとしてはやはり十分慎重にやらなければならんと思つてゐるわけなんです。そういうことで市長が辭職するといふことがあつたら、これは重要な問題だと思ふのです。そんなところまで持つて行かんでも調べはできるのですから、傍証は全部固まつてゐると、こつと言つてゐるのだから、だから恐らく想像では、その傍証の価値判断の問題なんだらうと思ふのです。これは裁判所が判断する以外にない、本人が否認してゐるとすれば……。で、そういうことが先ほどの面会の謝絶禁止ですね、事実上の遮断、こういうこととからんで、非常にこの市長並びに市長の關係者にいろ／＼なやはり疑惑の目を以て見られてゐるわけですね。これ一つ調査をして次回には真相を明確にして欲しいと思ひますが、一応のあなたの御見解を承ねることができれば結構だと思ひます。こつという問題が起きている……。

○政府委員(井本台吉君) 弁護人の接見交通権は刑訴法の三十九条ですがにはつきり明記されておるのであります、これをとめることはできないわけでありませう。ただ、この今亀田さんから御指摘の通り檢察官は一々場所を指定することができるといふこと、いつどこでどのくらい会ふといふやうな指定をした場合には、その指定の時間に会ふことができないといふやうな扱いになつておるやうな、全然その逮捕拘留したから、会わせないといふやうなことはあり得べからざるかと私は考へておられます。この点も面会がどのやうになされておるか、接見交通がどのやうにされておるか、これは調べて次回に御報告申し上げます。

それから新聞記者をよく説んでゐないのではありませんが、第二点の傍証は全部集つてゐるから、なお逮捕拘留する必要はないじやないかといふお話でこ

ざいですが、これはこの傍証が全然搖ぎのないもので、それ以上調べる必要が全然ないというのであれば、確かにお話の通りと思いますが、檢察官にも公訴上の責任があります。与えられた刑事訴訟上の調べる時間、日時もございす。これを十分活用して檢察官として努めなければならぬ。捜査を十分するといふのもこれ又檢察官の義務でございす。結局市長という人な人を勾留するのでもございすから、その影響も相当あることは監督官である柴田檢察正その他十分お考えになつてやつたとは思いますが、事案の事情もよくわかりませんので、これも調べまして御報告したいと思つております。ただ傍証があるから、じや本人は調べなくてもいいんだというわけにはなりかねるということをお断り願ひたいと思ひます。

○龜田得治君 逮捕の継続の必要があるといふ場合であつても、市会がそういう現状であれば、適当な方法で予算説明なんかができるようにする、こういうことは刑事局長はどうふうにお考えになりますか。

○政府委員(井本台吉君) ちよつと具體的事件を検討してみせんと、さうな重要なものだから出して予算の説明をさせる、それが相当であるといふ結論的な断言は申し上げかねます。国会法に規定されているような国会議員でございすれば、これは有田問題に現れました通り、場合によつては逮捕の拒否もできるのでございすけれども、そのほかの公職者につきましても、さうな例外は認めていないのでございす。法律的に当然なすべきであるといふような結論は出ません。た

だ、その人の地位に依じて若し必要であればこれらのもも全然でき得ないといふふうには考へておりませんが、当然やるべきであるといふふうには考へておりません。

○龜田得治君 じやその点も一つ具體的に至急お調べになつて適当な判断を一問きたいと思ひます。その上更に又私の見解を申し上げたいと思ひます。

それから委員長……引續いてですが、請願が出ておりますね。千葉の少年鑑別所移転新設反対に関する請願、これは時間が大分遅くなつておるのですが、よく私も請願書を出されてから加瀬君からちよつと事情をお聞きしたりした問題なんです、現状はその後においてもやはり工事が進められておるのです。私これはこんな状態でこ

ういう施設を進めるといふのは非常によくないと思ひます。置く置かんにかかわらず、最後にやはりこしかなないといふことになるにしても、もう少し処理の仕方というものがあつたのじやないかと思つておるのです。決して私どもこういう問題について差別的な考えを持つておるのじやないのです。むしろ私どもはさういふ差別感をなくするといふ考へなんです。併しそんなことを、これは理窟を言つたつて現実との間に相当ギャップがある。さうするとなお更さういふ施設ができただけで長ぐずつと附近の人と一体になつて行かなければならぬ問題でしよう。さうならなお更この設置といふような問題について、もう少しスムーズにやるべきだと思ひます。で幸ひやはり請願書が来ておるわけですから、ほかの税法の請願とか何とかといふような問題

であれば、これはいろんな税法全体のことも考へたりして、これは慎重にやつていなければならぬ、併しこつていふやうな急やうばり請願をどうするか、結論を出すべきだと思ひます。この請願の趣旨がいか悪いか、或いは何か中間の措置が適当と思ひますか。……さうしなければこれは国会へ請願を持つて行つたつて何にもならない。済んでしまつてから結論が出て来た、こんなことでは非常に私は問題だと思ひます。知らんうちにさういふことになる場合もあるかも知れな

いが、知つておるのだからね。我々は知つておる以上はさういふ無責任なことはいけなかつたと思ひます。さういふ意味で取上げてもらいたいと思ひます。

それからもう一つは、大蔵委員会がこのことを、実は私も不在中に問題になつたやうなんです、それは移管変えの手続ですね、法務省に移管変えの手続、これが正規にやられておらない。大蔵省でも窪谷局長もこれを知らないのです。私さういふことなんかも非常に無理だと思ひます。さういふ問題になつた所であればあるほど、とにかくあらゆることが万全の策を講じてやらせませんと非常に私はいかんと思ひます。私はむしろ設置云々の最後の結論よりもさういふ問題の起きているものを本省の局長なんか知らない。さうして現場の人だけでばつと処理してゐる。そんなことは余計問題を紛糾させる。たとえそれで押切つてやつたつて、あとに問題がたぐさん残ります。さういふことも一つ明確にされて委員会としての結論を早く出して欲しいと思ひます。どうも請願といふも

のはあとのほうで一括して採択するといふやうな慣例があるのであります。が、ものによると思ひます。これを一つ委員長のほうで考へて欲しいのですが、政務次官もこのことを御承知なんです、これはどうですかね。正規な移管変えができておらないといふことは、大蔵委員会の質疑応答から考へて、いささかその点ちよつと政務次官の見解もお聞きした上で、さういふことも含めて委員長のほうとしての適当なお取扱ひをお願いしたいと思ひます。

○政府委員(三浦寅之助君) 只今の点これまで大蔵省の窪谷局長がどう言つたかといふこともよくわからんので、若し何なら主管局長から調べたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

午後一時十八分速記中止

午後一時三十三分速記開始

○委員長(郡祐一君) じや速記を始め。次回は公報を以つて御通知申し上げます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後一時三十四分散会

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

第一条 裁判所職員定員法(昭和二

十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、一〇〇人」を「一、一〇二人」に改める。

第二条中「七三〇人」を「七二八人」を「七三〇人」に改める。

第二条中「二万五千五百九十九人」を「二万五千五百八十人」に改める。

第三条 檢察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「五百七十人」を「五百四十人」に改める。

第三条 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和二十八年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 裁判官以外の裁判所の職員の数は、昭和三十年四月一日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員をこえないように、昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

3 この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日において、改正後の裁判所職員定員法第二条の定員又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、最高裁判所規則

で定めるところにより、同年六月三十日までの間において、職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

4 前項の規定による臨時待命については、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第二十項から第十七項まで及び附則第二十項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「国家人事委員会規則」又は「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「新法第二十一条」とあるのは「改正後の裁判所職員定員法第二条」と、「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）」において準用される一般職の職員の給与に関する法律」と読み替へるものとする。

三月十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「林野簡易裁判所」を「美作簡易裁判所」に、「屋久島簡易裁判所」を「屋久島簡易裁判所」に、「徳之島簡易裁判所」を「徳之島簡易裁判所」に、

別表第五表簡易裁判所の管轄区域の欄中「入間郡の内」を「飯能市」に改め、「飯能町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「公平村」「丘山村」「豊成村」「正気村」及び「大和村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「七会村」を削り、「上郷村」を「上郷町」に、「大穂村」を「大穂町」に改め、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「新治郡の内」を「石岡市」「新治郡の内」に改め、「高浜町」を削り、「新治村」「志筑村」を「千代田村」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村」「大田村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村」「大里村」「川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市」「大和郡山市」に改め、「治道村」「平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「二身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村」「保内村」「室牧村」及び「黒瀬谷村」「卯花村」を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」を削り、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村」「小戸戸村」「青木村」「飯野村」「上原村」「横山村」「棚山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北穀若村」「東五位村」及び「戸出町」「醍醐村」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南穀若村」及び「柳瀬村」「太田村」「東野原村」を削り、是戸村「高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村」「子撫村」「南谷村」「植生村」「正得村」「松沢村」「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村」「大田村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村」「大里村」「川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市」「大和郡山市」に改め、「治道村」「平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「二身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村」「保内村」「室牧村」及び「黒瀬谷村」「卯花村」を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」を削り、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村」「小戸戸村」「青木村」「飯野村」「上原村」「横山村」「棚山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北穀若村」「東五位村」及び「戸出町」「醍醐村」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南穀若村」及び「柳瀬村」「太田村」「東野原村」を削り、是戸村「高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村」「子撫村」「南谷村」「植生村」「正得村」「松沢村」「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村」「大田村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村」「大里村」「川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市」「大和郡山市」に改め、「治道村」「平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「二身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村」「保内村」「室牧村」及び「黒瀬谷村」「卯花村」を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」を削り、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村」「小戸戸村」「青木村」「飯野村」「上原村」「横山村」「棚山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北穀若村」「東五位村」及び「戸出町」「醍醐村」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南穀若村」及び「柳瀬村」「太田村」「東野原村」を削り、是戸村「高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村」「子撫村」「南谷村」「植生村」「正得村」「松沢村」「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

「牛久村」を「牛久町」に改め、同表下館簡易裁判所の管轄区域の欄中「養蚕村」及び「竹島村」を削り、「大村」を「大村町」に、「雨引村」「大田村」を「大和村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「雀宮村」を「雀宮町」に、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「阿久津村」を「阿久津町」に改め、同表岩田簡易裁判所の管轄区域の欄中「北大井村」「大里村」「川辺村」及び同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新田村」を削り、同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「南高安村」を「南高安町」に改め、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「取石村」を削り、同表奈良簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈良市」を「奈良市」「大和郡山市」に改め、「治道村」「平和村」を削り、同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西脇野村」を「西脇町」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「新庄村」を削り、同表西尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「幡豆郡」に改め、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「二身田町」を削り、同表三瀬谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三瀬谷村」を「三瀬谷町」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「杉原村」「保内村」「室牧村」及び「黒瀬谷村」「卯花村」を削り、同表魚津簡易裁判所の管轄区域の欄中「東布施村」を削り、同表泊簡易裁判所の管轄区域の欄中「新屋村」「小戸戸村」「青木村」「飯野村」「上原村」「横山村」「棚山村」並びに同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北穀若村」「東五位村」及び「戸出町」「醍醐村」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中「南穀若村」及び「柳瀬村」「太田村」「東野原村」を削り、是戸村「高波村」を「戸出町」に改め、同表石動簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮島村」「子撫村」「南谷村」「植生村」「正得村」「松沢村」「荒川村」及び「石堤村」並びに同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「長谷村」及び「東生口村」を削り、同表尾道簡易裁判所の項を次のように改める。

尾道
広島県の内
尾道市 三原市 御調郡
豊田郡の内
船木村
沼隈郡の内
赤坂村 神村 本郷村 東村 西村 高須村 松永町
柳津村 金江村 藤江村 浦崎村 百島村 横島村
田島村

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「御調郡の内」を削り、同表土生町 三庄町 田瀬町 重井村 中庄村 大浜村 を「因島市」に改め、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田町 福川町」を「南陽町」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」を削り、同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田村 黒崎町」を削り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「福田町」及び「浅口郡の内」並びに同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「城見村 陶山村 大井村 吉田村 新山村」及び「倉吉市」を削り、同表東伯郡の内 関金町 羽合町 灘手村 三朝町 下北条村 中北条村 東郷町 泊村

倉吉
東伯郡の内
関金町 羽合町 灘手村 三朝町 下北条村 中北条村 東郷町 泊村

所の管轄区域の欄中「日野村」を削り、同表島根大田簡易裁判所の管轄区域の欄中「安濃郡」を「大田市 安濃郡」に、同表久留米簡易裁判所の管轄区域の欄中「西牟田村」を「西牟田町」に改め、同表厚久島簡易裁判所の項の次に次の二項を加える。

鹿兒島縣の内	名瀬市	大島郡の内	三方村	龍郷村	笠利村	大和村	作用村	古仁屋町
			字杓村	西方村	実久村	鎮西村	嘉界町	早町村
鹿兒島縣の内		大島郡の内	龜津町	東天城村	天城村	伊仙村	和泊町	知名町
徳之島			手論村					

同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「日当山村」を「日当山町」に、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「西南方村」を「坊津村」に、同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「山崎村」を「山崎町」に改め、同表氣仙沼簡易裁判所の管轄区域の欄中「本吉郡の内」を「氣仙沼市」に改め、「氣仙沼町」、「鹿折町」及び「松岩村」を削り、同表郡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡熱海の内」を削り、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「生保内村」を「生保内町」に、同表岩見沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「月形村」を「月形町」に改め、同表流川簡易裁判所の管轄区域の欄中「浜益郡」を「芦別市 浜益郡」に改め、「芦別町」を削り、同表苫小牧簡易裁判所の管

轄区域の欄中「追分村」を「追分町」に、「越川村」を「越川町」に、同表森簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅部郡」を「茅部郡の内」に、同表八雲簡易裁判所の管轄区域の欄中「山越郡」を「山越郡」に、同表名寄簡易裁判所の管轄区域の欄中「風連村」を「以連町」に、同表速軽簡易裁判所の管轄区域の欄中「丸瀬布村」を「丸瀬布町」に、「湧別村」を「湧別町」に、「下湧別村」を「湧別町」に、「佐呂間村」を「佐呂間町」に改め、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「与島村」を削り、同表鳴門簡易裁判所の管轄区域の欄中「堀江村」を「堀江町」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄

中「垣生村 大島村 神郷村 多喜
浜村」を削る。

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

3 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

4 この法律により設立される簡易裁判所は、それぞれその名称を同じくする従前の簡易裁判所と同一のものとみなす。

三月十三日本委員会に左の事件を付託された。

一、岐阜県関市に家庭裁判所出張所
設置の請願（第一七二二号）

一、売春禁止法制定促進に関する請願（第一七三〇号）

第一七二號 昭和二十九年三月二日受理

岐阜県関市に家庭裁判所出張所設置の
請願

請願者 岐阜県市長 龜山一

二外一名
紹介議員 田中 啓一君

昭和二十五年当市に簡易裁判所が設置せられ、管下市町村民は、ひとしくその恩恵をこうむり、深く感謝してゐる次第であるが、近時社会情勢を反映してか家庭事件の激増は当地方においても例外としない実状で、ひとり家庭

下に属している関係上、当地方において不便の地は少くとも一泊以上、近くても約一日の時間と出費とを伴つて岐阜市まで出かねなければならない状況におかれていますから、すみやかに家庭裁判所出張所を簡易裁判所に設置せられたいとの請願。

第一七三〇号 昭和二十九年三月三

日受理

請願者 神奈川縣愛甲郡厚木町

五五 浅葉すみ外九
名

紹介議員 市川 房枝君 赤松
常子君 長谷部ひろ君

を破壊し、國民を墮落に導き道義の低

下に拍車をかけ、青少年に悪影響を及ぼす等その害悪はじん大であるから、

元春默認の次官通ちようを即時撤回せられるとともに、（一）無質な人身売

營業者等に罰金及び体刑を併行する重罰を課すること、(二) 転落防止のため

めに正業貸付金制度の立法化を図る、
(三) これら婦人の更生保護施設と、

の拡充強化等を含む帝春禁止法の制定を促進せられたいとの請願。

參議院事

昭和二十九年三月三十一日印刷

昭和二十九年四月一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局